

東京オリンピック・パラリンピックの開催に関する提言

東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた支援策等の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 開催に向けた環境整備等について

(1) 気運醸成に資する全国的な取組を実施するとともに、地域の創意工夫による「おもてなし」をはじめ、地域活性化やレガシー創出につながる取組への財政措置を含めた支援を行うこと。

また、都市自治体に対し、きめ細かな情報提供を行い、意見交換の機会を充実させるとともに、自治体・企業等による広域連携公民協働による活動の取組を制度化し、財政措置を含めた支援を行うこと。

(2) 選手や観光客等の受入体制を整えるため、交通機関や各種施設等における多言語対応及びボランティアの育成等を推進すること。

(3) 心のバリアフリーの普及啓発を推進するとともに、地域において障害者がスポーツに参加できる環境づくりを進めるための具体的な支援策を講じること。

(4) 治安対策について万全を期すること。

(5) 選手や指導者の育成に係る支援を拡充すること。

(6) 文化プログラムの実施について、全国的な展開を図るとともに、技術的・財政的な支援措置を講じること。

(7) ホストタウン登録を希望する都市自治体に対し、事前キャンプ地の誘致が難しい場合でも交流事業が行えるよう、来日する選手等との交流について情報提供等の支援を行うこと。

(8) IOCとWHOが推進するスモーク・フリー・オリンピックについて、喫煙者・非喫煙者双方に配慮しつつ、適切な対応を図ること。

2. 開催に向けた施設整備等について

(1) 大会の開催効果を波及させるため、公立スポーツ・文化施設の整備について、財政支援の拡充を図ること。

また、事前キャンプ地の施設整備について、基準を充たした万全のものとするため、財政支援を拡充すること。

(2) 選手や観光客等の受入体制を整えるため、道路・鉄道等のインフラ整備を一層

推進すること。

- (3) 競技会場等におけるユニバーサルデザインとバリアフリー化の推進に対する支援を拡充すること。

なお、競技会場の整備に当たっては、周辺環境や景観等との調和に十分配慮すること。

- (4) 日本の魅力を発信すべきこの絶好の機会に、「歴史的風致」の維持向上を図るため、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づく社会資本整備総合交付金等の充実や、観光基盤施設の整備に対する効果的な支援制度の創設等、財政支援を拡充すること。

- (5) ナショナルトレーニングセンターの拡充整備を推進すること。

また、地域スポーツ施設の改修や機能向上等について、地域の実情を踏まえた十分な財政措置を講じること。

- (6) 感染症対策について、万全を期するため、予防・防止・研究等のための対策を充実すること。

- (7) 外国人観光客に対するホスピタリティの向上に向け、観光案内所等の観光施設整備に対する支援制度の拡充を図ること。